

ながのこども館警備業務仕様書

この仕様書は、ながのこども館の警備業務内容等について定めるものであり、本施設の利用者が安心して利用できる施設環境の確保を目的とする。

1 業務内容

- ① 施設内外の巡回警備及び潜伏者、不審者、不審物の発見
- ② 施設の施錠及び開錠の点検確認
- ③ 避難経路の障害物除去
- ④ 火災予防措置
- ⑤ 拾得物、遺失物の処理
- ⑥ 災害等の非常事態発生時における建物及び人命の安全確保を図るための応急措置
- ⑦ 盗難・犯罪の防止
- ⑧ 閉館後の各階の巡回及び消灯並びに施錠確認
- ⑨ 機械警備システムの関係操作
- ⑩ その他必要と認められる事項

2 機械警備

閉館時の建物内警備業務は、機械ガードシステムによる機械警備とする。

(1) 業務内容

- ① 不法侵入者、火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
- ② 事故確認時及び機器・設備異常通報時における関係先への通報、連絡
- ③ 警備実施事項の報告

(2) 機械警備時間

- ① 防犯業務は閉館時間、火災異常警備は終日とする

3 防犯カメラ

館内には、事故、トラブル、犯罪、不正行為防止・抑制及び館内混雑状況の確認等のため、防犯カメラを 23 基設置している。詳細及び運用基準は以下のとおりである。

- | | |
|---------|----------------|
| ①撮影方式 | 24 時間連続撮影 |
| ②記録媒体 | HDD |
| ③録画方式 | 上書き式（概ね 60 日間） |
| ④モニター | 事務室に設置 |
| ⑤視聴・確認者 | 館長、副館長 |
| ⑥画像の利用 | 運用基準による |

ながのこども館における防犯カメラの管理運用基準

- 1 この基準は、ながのこども館に設置した防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の撮影した画像の取扱いについて、長野市個人情報保護条例及び長野市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づいて必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。
- 2 防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、都市整備部公園緑地課長とする。
- 3 館内に防犯カメラが設置されている旨を表示する。
- 4 防犯カメラ、モニター及び録画装置の操作は、管理責任者及び管理責任者が指名する職員のみが行うものとする。ただし、障害発生時、又は保守作業時に際しては、当該担当職員が立会い、保守事業者が動作確認のため操作する場合は、この限りでない。
- 5 モニター及び録画装置は、関係職員以外が見通すことのできない関係職員の席に設置する。
- 6 原則、画像の管理施設外への持ち出しを禁止する。
- 7 撮影された画像は、撮影時のまま保有し、概ね60日で上書き消去する。ただし、法令に基づく手続により請求があった場合等、特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- 8 裁判所の捜索及び押収の目的で、法令に基づき裁判官が発した撮影画像の提供命令を受けた場合は、画像の提供をしなければならない。
- 9 現に発生した事故等に係る警察からの文書による捜査上の照会があった場合については、画像の提供を行うことができる。ただし提供する画像は、当該事件等に関係する部分に限る。
- 10 管理責任者は、防犯カメラを操作する職員等に対し、画像の不正な使用により個人の権利利益を侵害することのないよう周知徹底するものとする。
- 11 画像の記録媒体の廃棄は、専用ソフトウェア等によって復元が不可能となるように画像を消去した後、破碎して行うものとする。
- 12 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年7月28日から施行する。